

京都市廃棄物減量等推進審議会「第3回ごみ搬入手数料等検討部会」

摘録

【日時】令和4年6月28日（火） 午前10時00分～正午

【場所】職員会館かもがわ 3階 大多目的室

【出席委員】有地委員（オンライン参加）、上田委員、郡嶋委員（オンライン参加）、下村委員、
新川委員、宮崎委員、山川委員、山根委員

【欠席委員】岩井委員、崎田委員（意見書提出）

I 議事1：今後のスケジュール及び搬入手数料（持込ごみ）の体系について【資料1～3】
（事務局）

資料1（今後のスケジュール）に基づき説明。

（事務局）

第2回部会では、ごみ処理原価に関連して、皆様からいくつか御意見をいただいたが、それらの御意見については、今後の議論も踏まえながら、第5回部会の「搬入手数料の水準」の議論の際に、再度紹介させていただき、議論したいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

（事務局）

資料2（第2回部会資料）、資料3（審議事項及び第2回部会の主な意見）に基づき説明。

（事務局）

前回部会の意見について、課金単位を100kgから10kgに見直すべきという意見に対して異論がなかった。一方で10kgに見直した場合、累進制の継続を求める意見にもあるように、少量排出者を中心に、ごみを気軽に捨て、持込量が増加することが懸念される。

そのため、課金単位や累進制を見直す場合でも、少量のごみを気軽に頻繁に持ち込むことを防ぐため、現状、100kg以下が一律1,000円になっているように、一定重量まで定額料金とする、いわゆる最低料金を設けることも必要ではないかと考えている。

（山川部会長）

事務局から、前回部会の議論も踏まえて、最低料金の設定に関する説明があったが、そのことも踏まえ、累進制の今後のあり方について、委員の方々から、前回部会以降からの追加の御意見や御質問等をお伺いする。

なお、欠席の崎田委員から事前に意見をいただいているので、事務局から紹介いただきたい。

（崎田委員（事務局代読））

累進性について、市民が少量のごみを何回にも分けて運ぶなどの状況を生まないために、また、費用負担の公平感のためにも、累進性から単純比例制に変更することに賛成する。

手数料の課金単位について、現状の排出単位が小さくなっていること、現状で10kg単位の計測が可能ということからも、10kg単位にすることに賛成する。

（新川委員）

課金単位について、1kg 単位の重量はどう扱われるのか。1kg 単位を切り上げる場合、頻繁に搬入する事業者にとっては負担が積み重なっていく。計量器の問題かもしれないが、教えていただきたい。

（事務局）

現状、計量器の計量単位が 10kg 単位であり、1kg 単位は切り上げられている。

（山根委員）

単純比例制で 10kg 単位の方が料金設定しやすく、顧客にも説明しやすいので、単純比例制で 10kg 単位に移行することに賛成である。

（山川部会長）

郡嶋委員は、前回、累進制の継続を求める意見も発言されていたかと思うが、最低料金を設定して一定の歯止めをかけるという事務局の考えも踏まえて、どう考えるか。

（郡嶋委員）

これまで京都市が進めてきたごみ減量の観点から、ごみを持ち込むことに対するディスインセンティブを働かせる必要があり、累進制と比例制を兼ねたような形がよいと考えている。具体的には、最低料金を高く、その搬入量の範囲を大きくしたうえで、一定量以上を比例制にしてはどうかと思う。そうすれば、料金を抑えるために、複数回に分けて搬入する人を防ぐこともできる。

また、手数料改定だけでなく、その他の取組も重要だと考える。海外では不用になったごみを広場などに出し、欲しい人がもらうという取組があるが、これは事業者が出せない。市のクリーンセンターに持ち込まれたごみの中からリユースできるものを選別してリユースするという取組が考えられる。または、そのようなところが市のクリーンセンターと別になれば、そちらにリユースできるものを誘導することで、市のクリーンセンターは燃やすごみと埋め立てるごみのみを受け入れるだけで済むようになる。

（山川部会長）

手数料改定以外のごみの減量の施策について、事務局に何か考えがあれば発言いただければと思う。

（事務局）

持ち込まれたごみをどうするかも重要であるが、ごみ減量の観点では、その上流対策として、リユースを促進することなどで出されるごみそのものを減らすことも重要だと考えている。

（下村委員）

出されるごみそのものを減らすことは重要である。そういったことに積極的に取り組む企業を応援する社会にしていかなければならない。

中学生と高校生に対し、授業を実施しているが、彼らのごみに対する意識は非常に高い。しか

し、ごみを出した後にどうなるかを知らない子どもが多く、彼らがその先を考えることが難しくなっている。そのため、ごみを出した後のことを見える化し、自分たちの生活と密接に関係していることを理解してもらうことも大切である。

（山川部会長）

最低料金の金額については議論の余地があるが、「最低料金の設定」、「単純比例制」、「ごみ減量の手段の充実」をセットで講じる形で制度化して進めるとのことかと思う。このことに対して異論はないか。

（新川委員）

料金の設定では、ごみ減量にはつながらず、市に持ち込まれていたごみが異なる場所で処理されるだけだと思う。

ごみ減量のためには、まず、上流対策として、市民・事業者への意識づけが重要である。料金設定は重要であるが、あくまで下流対策である。料金を上げて一時的にごみが減ったとしても、一定期間が経過すればリバウンドする可能性がある。また、料金を上げることで不適正排出につながる可能性もある。そういったことも踏まえて、上流対策を講じていくべきである。

（山川部会長）

料金が上がる時は、ごみに対する意識が上がる時でもあり、この機を捉えて、市もしっかり市民・事業者に対して働きかけを行っていくべきということかと思う。

（郡嶋委員）

料金設定は、ごみを排出することに対するディスインセンティブが働き、これも意識づけの一種だと思う。最低料金を設定して単純比例制にすることで、排出者は少量を頻繁に持ち込むより一定量溜めて持ち込んだ方が得になり、その間にリユースやリサイクルできるものを分け、持ち込む量を減らすといった行動をとることが考えられる。

上流対策としてごみを減らすことにインセンティブを働かせるとともに、ごみを排出することに対してディスインセンティブを働かせる形で料金を設定し、これらをセットで講じていくべきだと思う。

（山根委員）

料金を上げると不適正排出や不適正処理、不法投棄につながることもある。そのため、上流対策として、教育や指導も重要である。

ごみを減らすという観点で、許可業者にでき得ることとして、積み替え保管の許可をいただければ、収集したごみの中から鉄などリサイクルできるものを選別・資源化するといったことも考えられる。

（郡嶋委員）

1つの策で全ての問題が解決できることはなく、料金改定と併せた総合的な対策を考える必要がある。違法者が得をする制度設計にしてはならず、違法なことをさせない方向への誘導を図る必要がある。

（宮崎委員）

市民は1回当たりの搬入量が少なく、また、計量や支払いに伴って職員の人件費や機器の更新費等の経費がかかっているのであれば、市民が持ち込むごみは、重量によらず一律 1,000 円といった金額に設定することで、わかりやすくなり経費削減につながると思う。

（有地委員）

アンケート調査を見ると、自分が出しているごみの量を把握していない人が多い。自分が出したごみの量を把握し、そのごみの量を減らせば料金が減るという、見える化の仕組みの方が良いと思う。そのため、10kg 単位の単純比例制が良いと思う。

（新川委員）

ごみを持ち込む者には市民だけでなく事業者があり、市民と事業者の料金を分けて市民の料金を安くした場合、市民と偽ってごみを持ち込む事業者が現れることが懸念される。そのため、市民と事業者は分けず、また、量に応じた料金を支払う仕組みの方がよいと思う。

（事務局）

市民と事業者の料金を分けることのリスクは、新川委員のおっしゃられたとおりである。また、計量や支払いに係る経費については、既に導入している機器やシステムを活用するものであり、これらは頻繁に故障して更新が必要になるというものでもない。

（上田委員）

最低料金を設定したうえで単純比例制にすることで、市民にもごみを出す責任を感じていただきたい。そうでなければ、ごみは減らないと思う。

（郡嶋委員）

市民の持込みについては、事前登録制にし、アプリなどを使って申し込むようにすることで、何回も多量のごみを持ち込む人がいれば事業者であると疑うことができ、自分の持ち込んだ量も把握できるようになる。そのような形で、持ち込むことへのディスインセンティブを働かせ、意識づけを行うことも有効だと思う。

（山川部会長）

意識づけの手法についてはいろいろあり得ると思う。

「最低料金の設定」、「単純比例制」、「上流での意識づけの取組」の3点セットを議論のまとめとさせていただく。これらの答申への書き方については、改めて、答申案を議論する際に確認させていただく。

Ⅱ 議事２：搬入手数料（業者収集ごみ）の体系について【資料４～５】

（事務局）

資料４（業者収集ごみのこれまでの経過と現状）、資料５（審議事項）に基づき説明。

（山川部会長）

欠席の崎田委員から事前に意見をいただいているので、冒頭に事務局から紹介いただいた後、各委員の方々からご意見、ご質問等をお伺いする。

（崎田委員（事務局代読））

業者収集マンションの料金体系について、資源分別が徹底されないという状況から、市収集の場合と同様に、資源料金を安くするという事には賛成する。しかし、それだけではなく、業者収集であっても減量インセンティブが働く仕組みが必要である。具体的には、家庭ごみの収集回数が多いとごみ量も多くなることから、各地で１週間の収集回数を３回から２回にするなどの変更が行われている状況の中で、ごみ収集回数が増やせる、サービスがいいなどの理由で業者収集が増えているのであれば、業者収集の場合の収集・運搬料金を排出者に適切に払っていただくことを徹底することが必要ではないか。

（新川委員）

業者収集マンションのプラスチックは受入量が増加傾向にある。市収集の分別状況を棚上げにして、業者収集マンションだけ分別状況を問題視することはよくなく、分別の徹底を一生懸命顧客にお願いしている許可業者にとっても心外である。

一方、市収集の場合は資源ごみを燃やすごみと比べて安くしているのに対し、業者収集マンションがそうっていないことは、市民間で不公平なので、業者収集マンションの手数料を資源ごみと燃やすごみで分けるべきという意見には賛成する。

業者収集の収集・運搬料金を排出者に適切に払っていただくことについては、排出者になかなか理解していただけて許可業者は苦しんでいる。例えば、これまでまとめて収集していたごみを分別すると別途収集が必要になり、かえて料金が高くなるが、このことについて排出者の理解は得られにくい。手数料を上げればごみが減るというものでもなく、意識づけが重要である。

（郡嶋委員）

分別すれば安くなることは賛成である。

業者収集ごみの分別の徹底について、許可業者任せにすることはよくなく、限界もある。マンション管理者に対して義務を課したり研修を行うなど、マンション管理者への対策を進めることが重要だと思う。市と許可業者と一緒に考え、一体となって対策を進めていただきたい。

（有地委員）

業者収集マンションの燃やすごみと資源ごみの手数料は分けた方が良いと思う。また、プラスチックごみは軽くてかさばって収集が大変なので、800円/100Lに設定している契約上限額も別途検討した方が良いと思う。

市収集の手数料（有料指定袋）は容量ベースであるのに対し、持込ごみと業者収集ごみの手数

料は重量ベースになっており、そのことをどう整理していくか、現時点で考えがあれば教えていただきたい。

（山川部会長）

業者収集マンションの燃やすごみと資源ごみの手数料を分けることについては、特に異論がないと思う。その他、分別の徹底やごみ減量に向けた取組、契約上限額の整理などに関する意見については、事務局と部会長とで調整し、次回又は答申案の議論時に改めて確認いただくということにしたい。

Ⅲ 議事３：業者収集ごみの搬入手数を排出事業者適切に負担いただくための方策について【資料６～７】
（事務局）

資料６（業者収集ごみの搬入手数を排出事業者適切に負担いただくための方策）、資料７（審議事項）に基づき説明。

（山川部会長）

欠席の崎田委員から事前に意見をいただいているので、冒頭に事務局から紹介いただいた後、各委員の方々からご意見、ご質問等をお伺いする。

（崎田委員（事務局代読））

業者収集に関する排出事業者のアンケート結果は、現状の課題を明確に示している。

まず、契約料金に市の手数料が含まれることを知らない事業者が半数近い。そして、93%の事業者が定額制で契約しており、減量インセンティブが全く働いていない。半数近くの事業者が自らの排出量を把握しておらず、契約改定に応じたことのある事業者の半数は、市の料金改定がきっかけだった。

このことから、市の手数料改定をきっかけに、排出事業者「従量制と定額制（収集運搬コスト）の併用」での契約を推奨するキャンペーンを実施することを提案する。なお、大手バーガーチェーンでは、この契約変更で１店舗あたり年間１００万円のごみ処理コストの削減に成功している。

また、市は契約上限額を高く設定し、収集運搬事業者の収集運搬コストを低くするのではなく高くすることで適正排出が進むことを強調するなど、排出者のマインド設定に変化を起こすことを検討してはどうか。

（山根委員）

大企業は、すでに従量制を取り入れ、コストを削減している場合が多く、大企業を顧客として抱える許可業者は計量パッカー車を導入している。一方、京都は飲食店など中小の事業者が多く、そういった事業者はごみの量が少なく、数キロ単位の減量で料金を変動させることは事務処理の手間やコストがかかるため、このようなキャンペーンはやめていただきたい。当社もわずかながら従量制の顧客がおり、体重計で重量を計測しているが、その他の大半の顧客は中小の事業者であり、定額制である。

また、排出事業者のアンケート結果について、回答した方は約３割と一部であり、回答してい

ない7割の事業者の実態も考慮する必要がある。アンケート結果について、概ね納得できるデータもあるが、値上げに理解を示す事業者が約4割もいるとは到底思えず、実態はもっと悪い結果であることが予想される。

本部会での議論の開始以降、社会情勢も大きく変わっており、燃料費が高騰し、人件費も増加している。利益を出すためには、今すぐにでも契約料金を上げたいが、またその後すぐに手数料改定に伴って契約料金を上げることになった場合、とても契約先に説明できない。そのため、料金改定の議論をするには時期が非常に悪い。

（新川委員）

アンケート結果は議論の土台になるものではあるが、アンケート結果が全てだと思わない方が良く、アンケート結果ありきで考えることはやめた方が良い。約半数が契約料金の中に手数料が含まれていることを知らず、また、約4割が手数料の値上げに理解を示しているとは思えない。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、少し落ち着いたと思ったら、今度は物価高騰の波が来ており、非常に時期が悪い。そのため、もし手数料が上がることになった場合、価格転嫁できる自信がなく、基本的には手数料改定に反対の立場である。また、前回の手数料改定時は、許可業者任せの部分が大きかったように感じている。許可業者が連携してミーティングや顧客への説明を行ったが、顧客にはなかなか理解していただけなかった。許可業者側にも非があり、経営体力のある一部の許可業者が抜け駆けして料金を値上げしなかったため、その他の許可業者が苦勞することもあった。

一方、いずれ手数料を改定せざるを得ないということも理解している。そのため、市が許可業者を通じて排出事業者3万件に配布している「ごみゆにけーしょん」を有効活用し、市と許可業者が連携して手数料改定に係る議論の状況を発信するなど、意識づけを行うべきだと考えている。

また、前回の手数料改定時は、部会とは別に、行政・排出事業者・許可業者の3者からなる会議体を設置したこともあり、もし手数料を改定するなら今回も同じようにやっていく必要がある。

（山川部会長）

改定の時期については、別途考える必要がある。それとは別に、仕組みを排出事業者に理解していただく必要があり、そのための方策として今何が考えられるかを意見いただければと思う。

（事務局）

「ごみゆにけーしょん」は、前回の手数料改定時になかったツールであり、許可業者の協力を得ながら排出事業者に配布しているものである。許可業者から、「ごみゆにけーしょん」の有効活用について提案いただけたことはありがたいことであり、最大限活用していきたいと思う。一方、「ごみゆにけーしょん」だけで十分とは考えておらず、その他の御意見もいただければと思う。

（新川委員）

「ごみゆにけーしょん」を配布すると、事業者から内容について問い合わせを受けることがあり、関心も高い。わかりやすくインパクトがある「ごみゆにけーしょん」を作成・配布し、排出事業者の意識を向上させたいという、手数料改定の理解を得ることが重要だと思う。

（山根委員）

「ごみゅにけーしょん」は手渡しだけでなく郵送する場合があります、排出事業者に読んでいただけない可能性もある。そのため、「ごみゅにけーしょん」以外のものでわかりやすく伝えることも重要だと思う。

（有地委員）

契約料金をわかりやすくしたうえで、排出事業者に対して見える化を図ることが重要だと思う。例えば、持込ごみと同様に単純比例制の料金体系にするとともに、収集頻度や収集の時間帯、ごみ減量や分別のサポートなど許可業者のサービスによって料金を加算することなどが考えられる。また、最近、節電ポイントというものが導入され始めているが、ごみについても同様にごみ減量に取り組んだ分ポイントが付与され、ポイントをためた事業者を二条城で表彰するなど、話題性のあるイベントがあっても良いと思う。

時期についても重要な観点だと思う。一気に進めることは難しく、計量パッカー車の導入など、定額制から従量制への切り替えに必要な期間も考慮し、複数年かけて周知啓発を行ったうえで、数年後、例えば観光客が再び戻ってきた頃に、京都市が赤字にならないような料金に改定するといったことが考えられる。

（新川委員）

前回改定時は、減免の廃止を理由に、2年間の据置期間を設け、合計8年かけて段階的に改定した。一方、今後の社会情勢を見通すことは難しく、方向性に係る議論はよいが、時期やゴールを決めることは難しい。

排出事業者が手数料改定を受け入れられるような世の中になってほしいが、飲食店など新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている中小零細企業が多い京都市は難しく、75者の許可業者を背負う立場として、手数料改定に対して基本的に反対の立場をとらざるを得ない。一方、そういう中小零細企業に対しても、許可業者はごみの分別をお願いし、ごみの量も減ってきており、その点は評価いただきたい。

広島市や神戸市は許可業者が少なく、1者あたりの顧客が多いため、有料指定ごみ袋制度も成り立つが、許可業者が多い京都市では、もし有料指定ごみ袋を導入した場合、顧客数の少ない許可業者が淘汰され、成り立たない。

許可業者75者を背負う立場として、しっかり議論し、お互いが納得できるようにやっていきたいと思う。

（山川部会長）

社会情勢を鑑みると、今すぐ改定することを考えている人はいないと思うが、中長期的に考えていく必要があり、先に向けた議論を行う必要がある。事務局として何か考えていることがあれば、紹介いただきたい。

（事務局）

前回改定時には、排出事業者・許可業者・行政の3者からなる協議会を設置し、手数料改定時

の啓発方法や内容を三者で検討した経緯がある。そのため、今回も同様に、この三者が連携して何かできることはないかという観点で、アンケート調査結果にもあった搬入手数料の認知や排出量の把握を進めるための仕組み、例えば、関係者が尊重すべき自主ルールとしてのガイドラインや契約書の雛形を三者で検討するといったことができないかと考えている。

（下村委員）

仕組みづくりは非常に重要だと思う。

（新川委員）

行政が民-民の契約にも関与するということか。

（事務局）

自主ルールという形で、三者で検討できないかと考えている。

（山川部会長）

強制ではない推奨のルールを三者で連携して作るとともに、そのルールに基づいて、例えば、手数料改定に伴う契約料金の改定などの規定を組み込んだ契約書に変更すれば、今後、手数料改定に伴う価格転嫁に苦勞しなくなる可能性があると思う。

（新川委員）

議論していかなければならないことは理解する。ただし、最終的に許可業者任せにならないようにしていただきたい。

（山川部会長）

周知啓発をより徹底することは必須であるが、周知啓発だけではうまくいかない部分もあり、自主ルールや契約書の雛形などの仕組みづくりは有効だと思う。ただし、行政がある程度働きかけをしなければ、事業者による導入もなかなか進まないと思うので、一体的に考えていく必要があり、また、具体については当事者しかわからないことがあると思うので、三者協議会という形で検討していければと思う。この方向性に特に異論はないか。

（新川委員）

排出事業者に適切に負担いただくための方策を議論する場というより、排出事業者に理解・納得していただくための場になるなら良いと思う。

また、分別することが排出事業者にとってメリットになるような方策を行政に考えていただきたい。

（事務局）

周知啓発について、前回改定時は最終的に許可業者任せになっていたという意見があったが、今回もそのようになってはいけなく考えており、本市としては、現状においてもできることがあるのではないかと思案しているところである。御意見いただいたように、「ごみゆにけーしょん」

を使用して、今からでも、現在の議論状況を発信していくことは可能であり、また、手数料改定となった場合には、仕組みづくりや啓発など、最後まで責任をもって取り組んでいきたい。

Ⅳ 閉会

（事務局）

いただいた御意見については、今後の検討につなげていきたい。

以上をもって、本日の部会を閉会する。次回の開催については、後日、日程調整させていただく。

（閉会）